

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
<http://www.mssa.jp>



令和7年9月11日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

「警備業における労働災害防止に向けた取組み強化」について（緊急要請） ～仙台労働基準監督署長からの緊急要請～

令和7年9月11日 高橋喜治仙台労働基準監督署長が来所し、氏家会長に別添のとおり緊急要請書を手交しました。

これは、警備業者の労災事故が令和7年8月末現在26件（前年比+11件）と増加し、死亡事故も1件発生するなど仙台労働基準監督署では、警備業界に対して大変憂慮する事態となっているとの認識があり、今回の緊急要請になりました。

また、警備業者の責任のみで解決できないことから、警備業務の発注者に対しても緊急要請された趣旨をご説明いただきたいと思います。

加盟会員の皆様のご協力をお願いいたします。



高橋仙台労働基準監督署長から緊急要請書を受取る氏家会長

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣



仙台基署発 0911 第 1 号
令和 7 年 9 月 11 日

一般社団法人 宮城県警備業協会長 殿

仙台労働基準監督署長



警備業における労働災害防止に向けた取組強化について
(緊急要請)

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、警備業における令和 6 年の休業 4 日以上之死傷者数は、当署管内におきまして 26 人と前年比で 12 人の減少（県内では 24 人で前年比 18 人減少）となりました。

しかしながら、令和 7 年 6 月末時点の当署管内における警備業の休業 4 以上の死傷者数は、前年同期比 10 人増の 19 人と大幅な増加（2.1 倍増）となっており、令和 6 年以降発生した労働災害を分析すると、事故型別では転倒による災害が約 5 割、交通事故や重機の接触が約 2 割発生している状況です。

また、昨年 8 月に建物内を警備中に転倒し、頭部を負傷し帰宅後自宅内で死亡する災害が発生しており、今年 3 月には県道において交通誘導中に直進してきた軽自動車に激突され死亡するという痛ましい死亡災害が発生しました。

さらに、5 月に道路工事現場で一般車両の交通誘導業務中に後退してきた重機に接触して重傷を負うなど、重篤な災害が続発しており、極めて憂慮すべき事態となっております。

最近発生した死亡災害を含む重篤な災害の要因をみると、転倒などの発生した原因について調査を行わず原因の究明や設備改善などの再発防止対策が行われていないもの、災害等が発生した時にすぐに報告し対応するなどの体制が整備されておらず、手遅れになったもの、現場との連絡調整が十分に行われず、現場の警備員の判断任せとなっているケースが見受けられます。

また、50 歳以上の中高年労働者の災害が 8 割を占め、中高年齢労働者に配慮した職場環境の改善が必要です。

当署といたしましては、これ以上の労働災害続発を止めるために、転倒災害や重機・一般車両との接触災害の防止のほか、安全衛生の基本的取組である「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止への取組を管理者のみならず、労働者個々

人も自覚して安全衛生取組の徹底を図る必要があると考えるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を含め労働災害防止に向けた取組を強化いただきますとともに、傘下会員事業場への周知について、特段の御配慮をいただきたく要請いたします。

記

- 1 施設警備においては、過去の災害事例、巡視、ヒヤリハットなどの情報から、階段、段差、凍結・濡れた通路、障害物等の転倒の危険のある場所においては可能な限り施設管理者に転倒要因の改善を要請すること。
また、労働者に対しては転倒災害について、事故回避又は予知が出来る必要な知識と対応方法を周知させること。
- 2 工事現場における交通誘導警備においては、工事用機械や工事用車両の運行経路、作業半径・旋回範囲内や吊り荷の下に立ち入らないよう、現場責任者と連絡調整を徹底し、工事用機械や工事用車両との接触を防止すること。
- 3 交通誘導警備において、道路や車両の出入り口等、複数の方向から車両等が進行してくる場所における誘導時は、対象車両のみならず、他の交通にも十分注意するとともに、道路交通法関係法令の規定を順守させ、法令違反となる誘導をさせないこと。
- 4 安全衛生意識や危険感受性等の向上に資する効果的な安全衛生教育を実施に努めること。特に新規に雇入れる労働者及び未熟練労働者に対して、工事用機械等の危険性、作業手順、事故時における対応などについて定期及び随時に安全衛生教育を実施すること。
- 5 災害が発生した場合には怪我の程度に関係なく速やかに責任者等に報告する体制を整備して周知し、労働者へ教育を行うこと。
また、災害が発生した原因を究明し、再発防止対策を行うこと。
- 6 高年齢労働者に対し、加齢による身体機能の低下や労働者の健康状態に配慮し「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく、設備、作業方法等の改善など高年齢労働者の労働災害防止対策を行うこと。
- 7 熱中症対策のため、作業時間の確保が難しく、作業手順の短縮や省略行動、単独での作業などの不安全行動が労働災害の発生要因となるため、巡視などを徹底し、労働者の不安全行動を無くすこと。

以上

